

推進体制

第4章

1 推進体制の整備

(1) 推進体制の確立

子育て支援のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。

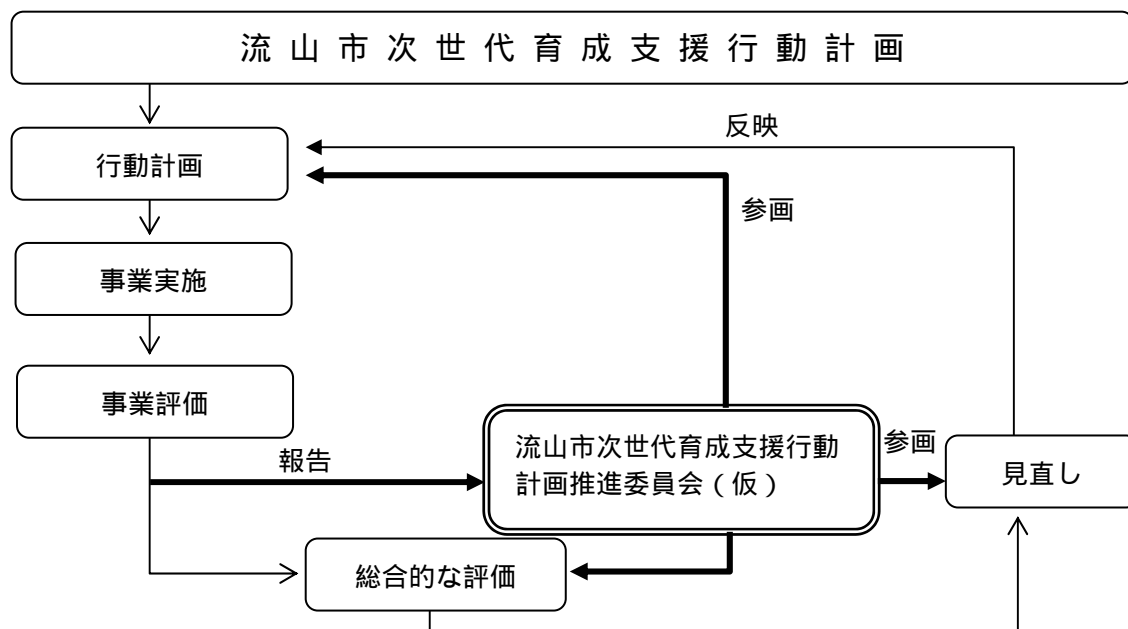
そこで、保健福祉部社会福祉課を中心として、庁内に横断的組織を設置し、全庁的な推進を図ってまいります。

(2) 計画の進行状態の管理体制を確立

この計画を着実に推進するためには、進行管理体制を確立することが必要です。

そこで、計画の進行状況について、市民を含めた次世代育成支援行動計画推進委員会（仮）を設置し、定期的に調査・把握を行い、達成状況をチェックしていきます。

また、社会経済状況の変化や、国・県の制度改正の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを図ります。



(3) 計画の進捗状況の市民への公表

計画の進捗状況等は、「広報紙」や「ホームページ」などにより、市民にわかりやすく公表していきます。

2 国・県への要望

少子化は、社会や経済の根幹にかかわる問題であり、市、県、国が一体となって対応することが必要です。市は、少子化解決のために、次の項目を中心として、国・県に対して、積極的に要望します。

- (1) 医療費や手当制度など、経済的支援の充実に努めること。
- (2) 保育需要の多様化に対応した保育事業の推進、育児休業制度の充実等によって、仕事と育児が両立できるような条件整備に努めること。
- (3) 子どもとその家族が安心して生活できるよう、住居、道路、公園、公共施設等の都市環境の整備に努めること。
- (4) 「次世代育成支援行動計画」の着実な推進のため、各種施策の拡充を図るとともに、財政支援の強化に努めること。